○総務省告示第三百四十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年九月十六日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特定小電力無線局の電波の型式及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。 ［一～十　略］ 十一　ミリ波レーダー用 ［略］	［同上］ ［一～十　同上］ 十一　［同上］

周波数	空中線電力
［略］	［略］
七六・五GHz	○・○一ワット以下。ただし、等価等方輻射電力が五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下となるものにあっては、一ワット以下であること。
［略］	［略］
［十二～十四　略］	［十二～十四　同上］

周波数	空中線電力
［同上］	［同上］
七六・五GHz	○・○一ワット以下
［同上］	［同上］
［十二～十四　同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○財務省・経済産業省告示第九号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、令第一号）第三条第十四項の規定に基づき、財務大臣及び経済産業大臣が定める特定技術を定める件を次のように定める。

令和八年九月十六日

財務大臣　片山さつき

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計、製造又は使用に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）

二　外国為替令別表の一六の項の中欄に掲げる設計、製造又は使用に係る技術のうち、貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項（令和六年経済産業省告示第百七十八号）第二号に規定する重要管理対象技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）

附　則

（適用期日）

1　この告示は、令和九年一月四日から適用する。

（経過措置）

2　この告示は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの及び新法第二十八条に規定する特定取得に相当するものについて適用する。